

社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会

評議員及び役員の報酬並びに費用弁償等に関する規程

社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会
評議員及び役員の報酬並びに費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 評議員及び役員には、勤務形態に応じて別表のとおり報酬を支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員及び役員が、その職務のため出務したとき、又は職務のため旅行したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、職員に支給する例による。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬を支給する期日は、月額報酬にあつては本会給与規程第5条に準じた日とし、その他の報酬にあつてはその都度支給する。

2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年6月12日から施行する。

2 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程(平成23年4月1日施行)を廃止する。

別表（第2条関係）

評議員の報酬

役職名	報酬の額
評議員	各年度の総額 500,000円を超えない範囲内
	日額 一人 5,000円

役員報酬

役職名	報酬の額
会長	月額 60,000円
副会長	月額 30,000円
理事	日額 一人 5,000円
監事	日額 一人 5,000円